大村市一般廃棄物処理基本計画

(概要版)

● 本計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」第6条第1項に基づき、 大村市(以下、「本市」といいます。)における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の 適正な処理を行うことを目的としています。

● 一般廃棄物処理基本計画の基本方針

本市の現状及び課題を踏まえ、策定するごみ処理基本計画の基本方針は、次のとおりとします。



みんなで育てる資源循環の花



本市は、「花と歴史につつまれた 未来へ羽ばたく 産業・交流都市」を目指 していることから、ごみ処理基本計画の目標を「咲かせるべき花」に例えました。 今後、本市のごみ処理が目指すべき目標には「資源循環」があり、これを本市、

市民及び事業者のそれぞれが役割を果たし、これを推進する気持ちを三者で育てることが必要です。

以上を踏まえ、三者で資源循環を進める気持ちを育てた結果を「咲かせる花」とし、基本方針を「みんなで育てる資源循環の花」としました。これらを構成する3つの方針の詳細を以下に示します。

方針1

長崎県が目標とする4Rを推進します。



長崎県では、2020年度を目標とする第4次長崎県廃棄物処理計画で 4R(①Refuse,②Reduce,③Reuse 及び④Recycle)を推進しています。本市での①Refuse(=不要なものは買わない、使わない)は、最終的に不要なものを買わない又は使わないことが②Reduce(=ごみを減量化する)につながり、③Reuse(=ものを大切にできるだけ再使用)を進めることが①Refuseにつながると考えこれを推奨します。

方針2

長崎県内で家庭系ごみが最も少ない市を目指します。



本市の家庭系ごみの排出量は、全国的にみても低い水準にあり、今後も現在の水準を維持していくことを基本方針とします。これに加え、資源循環状況の指標となるリサイクル率について課題が残ることから、長崎県内で家庭系ごみ排出量が最も少ない市を目指すとともに、リサイクル率の向上を図ることも本方針に含めます。

方針3

資源の循環と有効利用を図り持続可能な社会に貢献します。

資源循環の推進は、大量生産、大量消費及び大量廃棄を原因とする廃棄物問題のみに留まらず、燃やせるごみ量が増えることにより、温室効果ガスの発生による地球温暖化の側面からも考慮する必要があります。そこで、限りある資源の有効利用を図り、地球温暖化を防止し、持続可能な社会に貢献することを基本方針とします。本方針には、今後実施予定であるエネルギー回収(熱回収)を前提とした環境センター(ごみ処理施設)の建替を計画します。

● 計画対象年度

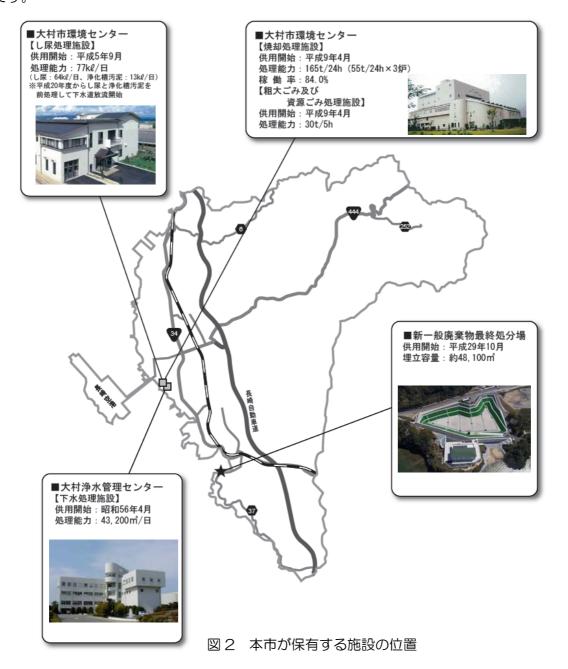
本計画の目標年次は、2019 年度から 15 年後の 2033 年度を最終目標年度と定め、必要に応じ適宜見直しを進めるものとします。



図1 本計画が対象とする年度

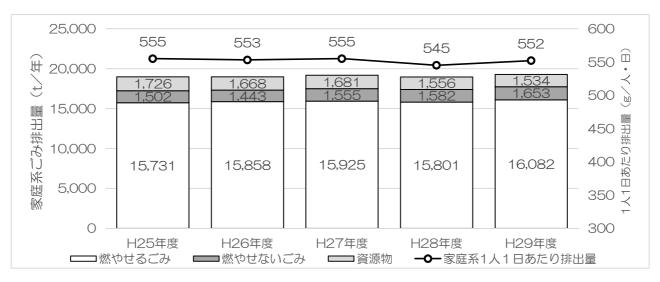
● 大村市が保有する施設

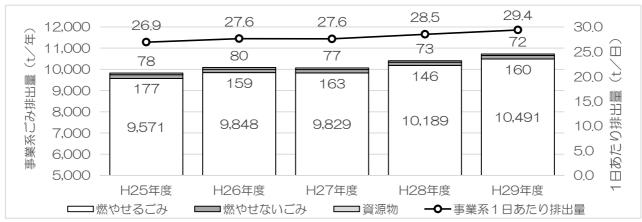
本市が保有するごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び下水処理施設の位置及び概要は下図のとおりです。



● これまでの取り組み

ごみ処理については、減量化及びリサイクルの施策を進めた結果、本市における家庭系ごみの1人1日あたり排出量は、全国と比較して優れた水準となりました。その一方で、事業系ごみは依然として増加傾向にあり、更なる減量化が必要です。また、リサイクル率は、全国及び長崎県のいずれの目標も達成できていないことに課題があります。





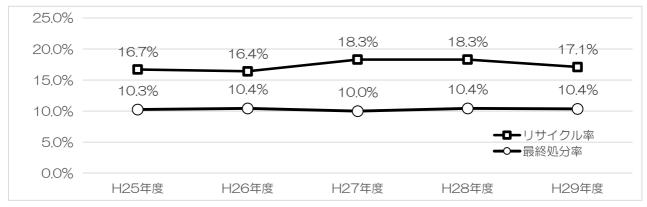


図3 大村市におけるごみ処理の現状

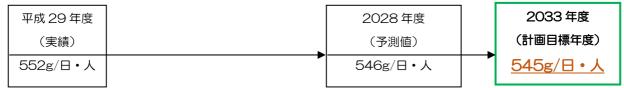
今後は、上記の課題に対応していくことに加え、<u>燃やせるごみのステーション化による収集運搬の効率化や、</u> 環境センターの老朽化への対応も必要となっています。特に環境センターへの対応については、ごみの減量化 やリサイクルの推進に加え、ごみを集め、焼却し、埋め立てる「資源消滅型社会」から、ごみをリサイクルする「資源循環型社会」への転換を進めることが重要となります。

● ごみ処理にかかる今後の目標値

国及び長崎県の目標を踏まえ、本計画での目標値は次のとおりとします。

【家庭系ごみ量】

排出量の少ない現状の水準を維持し545g/人・日を目標とします。



【事業系ごみ量】

現状推移に対し 10%削減し 36.6t/日を目標とします。



【リサイクル率】

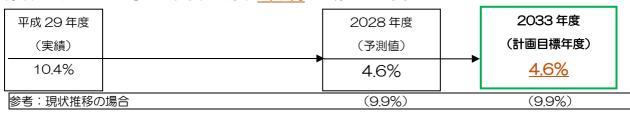
長崎県の目標を踏まえリサイクル率 21.0%を目標とします。



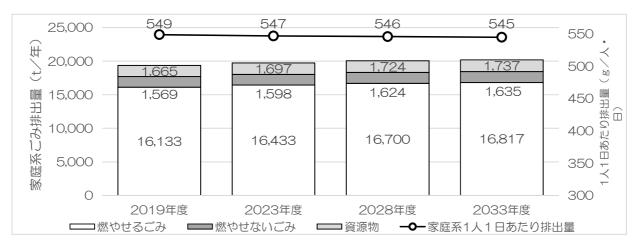
注:2028年度から2033年度にかけては、人口の増加により総ごみ量が増加し、資源物の割合が小さくなりリサイクル率は減少傾向となります。

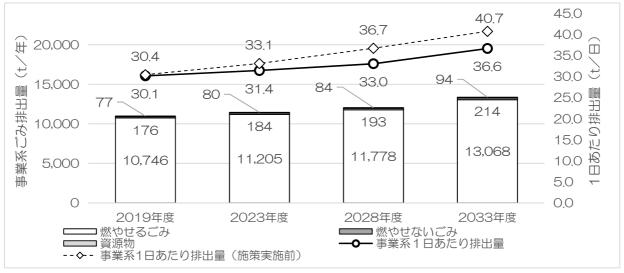
【最終処分率】

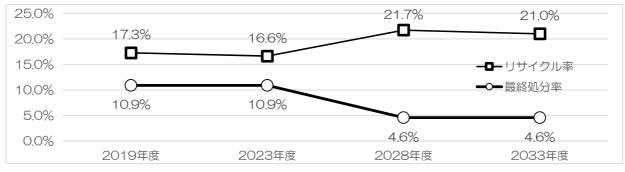
焼却灰のリサイクル等により最終処分率 4.6%を目標とします。



家庭系ごみについては、国・県が目標値を定めています。本市はおおむねこの目標を達成しており、全国的にも低い水準にあります。よって、家庭系ごみについては、減量化傾向が維持されるものとし、人口増加が予測される中で、1人1日あたり排出量が増えないことを目指します。次に、事業系ごみについては、人口の増加と合わせて、事業所数も増加傾向にあります。今後も同様の傾向が続く場合、ごみの総量は、増加することが見込まれます。これは、必ずしも定住人口に比例しないことから、事業系ごみは1人1日あたり排出量ではなく、1日あたりの発生量を対象に、現状推移の場合よりも10%の削減を目標とします。また、リサイクル率及び最終処分率についても、上記を計画目標年度までの目標値とし、施策を整理する方針とします。







大村市におけるごみ処理の将来予測(施策実施後) 図4

家庭系ごみへの実施施策

- 紙類及びプラスチック類の分別の推進
- 生ごみ水切りの推進
- バイオマスの利活用
- 集団回収の支援
- ごみ処理手数料改定
- 〇 エコクッキングの推進

事業系ごみへの実施施策

- 燃やせるごみ中の資源物の分別(紙及び生ごみ類)
- 不適正搬入の監視及び指導
- 多量排出事業者への指導
- ごみ処理手数料改定
- 食べ残し防止の声かけによる食品ロスの低減
- 廃棄物を減らす事業活動の呼びかけ
- 公共事業などにおけるごみ発生抑制と再生利用の促進

普及啓発活動

- ごみの分別方法等の説明会開催
- マイバッグ運動の推進
- ごみの分け方・出し方の周知
- もったいない抽選会の開催
- 環境センターの施設見学を通じた環境学習の実施
- 小型家電リサイクル ○ 廃食油のリサイクル
- 不適正処理及び不法投棄対策
- 水銀使用廃製品の分別の推進

● 生活排水処理の基本方針

閉鎖性が強い大村湾を保全する観点からは、公共下水道等の整備による水洗化を一層進めることが欠かせません。また、日常生活に由来する汚濁負荷の低減に向けて、個人が日常的に実施可能な対策として、台所での三角コーナーや排水ロネットの利用などが挙げられ、本市に暮らす 1 人ひとりが努力することも欠かせません。以上から本計画では、前計画と同様に「快適で豊な水環境の保全」を基本方針とし、①公共下水道及び合併処理浄化槽の推進と②生活排水の適正処理による未処理人口の低減を進めます。

快適で豊かな水環境の保全

方針1 公共下水道及び合併処理浄化槽の推進

方針2 生活排水の適正処理による未処理人口の低減

図5 生活排水処理の基本方針

本市における平成 29 年度時点での水洗化率は 96.3%に達していますが、平成 30 年度までに 98.0%とする目標は達成できない見込みです。よって、水洗化率を 98.0%以上とすることを目標とし、大村湾を保全する観点も踏まえ未処理人口を低減させるため、公共下水道や合併処理浄化槽の設置を進めます。

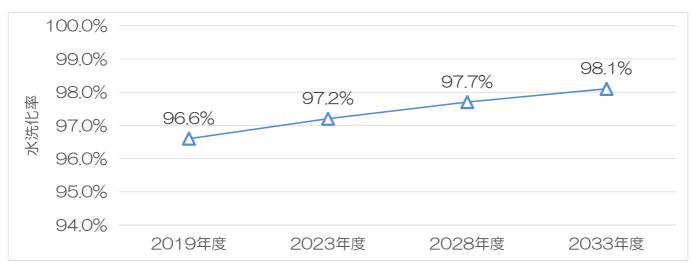


図6 水洗化率の将来目標

● 生活排水処理の現状及び課題

生活排水処理の課題について、項目ごとに整理します。

(1) 公共下水道

本市における、平成 29 年度時点での行政区域内人口に対する公共下水道、農業集落排水及び合併処理 浄化槽により生活排水を処理している人口の割合(水洗化率)は 96.3%です。このうち公共下水道水洗 化率は 87.0%となっており、公共下水道の普及は進んでいます。しかし、水洗化率については、平成 30 年度に 98%とする目標を達成できない見込みです。

(2) 合併処理浄化槽

本市では、農業集落排水施設の公共下水道への統合や、浄化槽区域の一部を公共下水道区域として整備拡大し、汚水処理の効率化を図っていきます。今後は、下水道又は農業集落排水設備が整備されない区域において、合併処理浄化槽の整備を行うため、2018年度から2022年度にかけて、循環型社会形成推進交付金を活用し、新たに150基の合併処理浄化槽を整備する予定です。

また、浄化槽の維持管理は、浄化槽設置者の個別の対応となることから、点検整備、清掃及び法定点検の受検を、適切に行うように指導していく必要があります。

(3) 单独処理浄化槽

単独処理浄化槽では、し尿のみを対象としており、台所等の生活排水は、そのまま水圏に放流されるため水質悪化の大きな原因となります。本市では、大村湾の環境保全の観点も踏まえ、<u>早期に合併処理浄化</u>槽への切り替えを推奨する必要があります。

(4) 未処理人口

本市における平成 29 年度時点での未処理人口率は 3.7%であり、 約3,500 人に相当する人口から生活維排水が未処理のまま放流されています。大村湾への環境負荷を低減し、快適で豊かな水環境を保全する観点からは、公共下水道や合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。また、生活雑排水による、水圏への汚濁負荷低減の観点からは、未処理人口に限らず、台所での三角コーナーの設置や、排水口ネットの活用による、生ごみ類の除去を進めていくことが有効と考えられます。

(5) し尿処理施設

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、環境センターのし尿処理施設にて処理されていますが、2029年度の供用開始を目途に、同センターの敷地内では、新たな焼却処理施設の建設が予定されています。 **そのため、現在のし尿処理施設を移転させ、し尿及び浄化槽汚泥の処理を継続させる**必要があります。

本計画の推進方法

本計画を確実に実施し目標を達成していくためには、計画の策定(Plan)と実施(Do)はもとより、目標 を達成するため、定期的な確認(Check)に加え、見直しや改善(Action)を繰り返すことが必要です。ま た、これらを本市、市民、事業者の三者が、それぞれの役割を果たす中で目標の達成を目指します。

また、計画の推進には、本市、市民及び事業者をはじめ、各主体の協力関係が欠かせません。次に示す実施 体制で計画を推進します。

国土交通省(長崎河川国道事務所)

良好な水環境の創出と維持

大村警察署、大村消防署

不法投棄及び不適正処理への対策

協力 助言 依頼 協力

大村市清掃審議会

大村市廃棄物対策協議会

・4R に資する施策の検討と推進

協力 助言 依頼 協力

大村市

- ごみの減量化及びリサイクル施策を推進する
- 市民や事業者のごみ減量化に対する意識の向上を目的とした啓発活動を実施する
- 事業者に対し、適切なごみの排出を指導し、廃棄物を減らす事業活動を呼びかける
- ごみ処理手数料の改定により、ごみ発生抑制を促進する
- ごみステーション化により効率的な収集運搬体制を構築する
- 環境センターの効率的な運営及び新設に向けた検討を行う
- 焼却灰のリサイクルなどにより、リサイクル率の向上を図る
- 合併処理浄化槽の設置を進め、良好な水環境の保全に努める

依頼 協力



依頼 協議 協力

市民

- ・ 大村市の施策に協力する
- ・ものを大切にする、不要なものはなるべく 買わないライフスタイルを実践する
- 排出されるごみから、紙類及びプラスチッ ク類を適切に分別する
- 生ごみの水切りや堆肥化を実践する
- 食べ残しの防止やエコクッキングを実践す る

事業者

協力

- ・ 大村市の施策に協力する
- 多量に排出しない事業活動に努める
- 分別区分及び搬入方法を遵守する
- •排出されるごみから、紙類及びプラスチック 類を適切に分別する
- 過剰包装やレジ袋を削減する
- なるべく再生品を利用する

図7 計画推進の実施体制

●お問い合わせ

〒856-0815 長崎県大村市森園町 1470 番地 大村市 市民環境部 環境センター TEL 0957-54-3100 FAX 0957-52-8683

